

第5章 計画段階環境配慮書についての 意見と事業者の見解

第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

1. 住民等からの意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市民等からの意見及び事業者の見解を表 5-1-1、表 5-1-2 に示す。

表 5-1-1 住民等からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
意見1 総括的 事項	計画段階とはいえ清掃工場建設地域においては居住者に多くの影響を及ぼすものであり、住民の一人一人にしっかりと理解していただくため十分な周知説明を行うこと。	これまで、地域の皆様への駒岡清掃工場更新事業に関する周知につきましては、地元2町内会を含む連合町内会を対象とした計画概要に関する住民説明会や、環境影響評価手続きの開始に伴う説明会などを通じて行ってまいりました。 今後におきましても、ご意見を参考とさせていただきます、広く地域住民の方々にご理解をいただく機会を設けてまいりたいと考えております。
意見2 配慮書 に関する 事項	意見①「第4章計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法 2.調査、予測及び評価の方法の選定(1)大気質 各表内」及び「第5章 環境配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 1.人の健康の保護及び生活環境の保全、ならびに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(1)大気質 (イ) 調査地域」において用いている「程度」の記載はその範囲を不明確にする。従って「以内」を用い、例外については「…地区を含める」または「…地区は除外する」とすべきである。	配慮書における大気質等の影響範囲に係る表記は、平面的に〇km と断定せず、地形や居住地の状況に応じて若干の変動を許容するために『最大〇km 程度』と表記しております。 本書における影響範囲については、事業実施想定区域（方法書以降では「事業実施区域」と称します。）及び周辺の地形や気象条件等を踏まえ再度検討及び設定を行い、表記方法についても見直しました。
	意見②騒音・振動・悪臭の測定について 石山地区及び真駒内地区からの主たる搬入路隣接地となる駒岡地区（駒岡町内会第1班居住者地区）について測定点を設けて環境測定を行うべきである。	配慮書では、事業の位置・規模等の構想段階において既存文献や既設測定点の情報を基に環境配慮事項の予測・評価を実施していました。 今後の環境影響評価では、大気質・騒音・振動について道路沿道の現地調査も実施し、予測・評価を実施する予定であり、本書に測定地点及び測定方法、時期等の詳細を記載しております。駒岡地区においても現況調査地点を設定しています。 なお、廃棄物搬出入車両に係る悪臭については、廃棄物搬出入車両からの悪臭の発生条件が設定できないことなどから、環境影響評価を行うことができませんが、車両の清掃をこまめに行うなど悪臭の発生抑制に努めてまいります。

表 5-1-2 住民等からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
意見2 配慮書に関する事項	意見③ 風向・風速別濃度分布（風配図）について清掃工場実測値との対比を行うべきである。	<p>配慮書では、事業の位置・規模等の構想段階において既存文献や既設測定点の情報に基づき環境配慮事項を選定・予測・評価しているところです。そのため、風配図をはじめとする一連の気象データは、札幌管区气象台（中央区）の値を用いて概況を把握したところであります。</p> <p>頂いたご意見にありますように、中央区と事業実施区域の位置する南区では周囲の地形等が異なることから、今後、より適切な予測・評価を行うために現地の気象調査を行うこととし、本書に詳細を記載しております。</p>
	意見④ 浮遊粒子状物質の測定に放射性物質を含めること。	<p>清掃工場における放射性物質の測定については、平成23年8月29日付の環境省通知に基づき焼却灰、飛灰の放射性物質に関する測定を実施し、排ガス等の安全性の確認、現況を把握するとともに、結果を公表しているところです。</p> <p>放射性物質に関する影響評価については、環境影響評価法の改正（平成27年6月）により、対象事業に関して定められております。現在、環境影響評価法の放射性物質に関する改正を受け、札幌市環境影響評価条例においても放射性物質の取扱いについて審議を行っているところであります。</p> <p>本事業は、札幌市環境影響評価条例の対象事業として環境影響評価を実施しておりますが、今後においても条例に基づき、事業に係る環境保全のための措置を目的とし適切な対応を実施してまいります。</p> <p>参考 清掃工場における焼却灰の放射性物質測定結果について http://www.city.sapporo.jp/seiso/syoukyakubai.html</p>

2. 市長意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書についての市長からの意見及び事業者の見解を表5-2-1、表5-2-2に示す。

表5-2-1 市長からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
1総論	今後の環境影響評価手続きにおいては、環境基準等との比較にとどまらず、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保全措置を講ずるよう、努めること。	本事業の実施においては、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保全措置を講ずるよう、努めます。また、その内容については、本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、環境影響評価準備書の段階における環境影響の回避・低減に係る評価で記載します。
2各論	(1)施設の存在及び供用について	
	ア 大気質及び悪臭について、秋季及び冬季の短期高濃度現象を対象として、事業予定地の地形及び気象条件を考慮した環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、大気質及び悪臭については、地形や高濃度が生じる条件を考慮した短期濃度予測を行い、その予測結果により評価を行います。
	イ 低周波音について、環境影響評価を行うこと。	本書の「第6章 環境影響評価項目の選定」に記載のとおり、施設の稼働に係る低周波音を環境影響評価項目として選定しました。
	ウ 動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象種の選定基準を設定し、環境影響評価を行います。
	エ 生態系について、上位性、典型性及び特殊性の観点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、上位性、典型性及び特殊性の観点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行います。
オ 景観について、近隣における建築物による圧迫感に留意し、環境影響評価を行うこと。	本書の「第2章 対象事業の目的及び内容」の施設配置計画の検討において事業実施区域近隣の住居等からの見込角による比較検討を行った他、「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、事業実施区域近傍の住居等に対する圧迫感についても環境影響評価を行います。	

表 5-2-2 市長からの意見及び事業者の見解

分類	意見内容	事業者の見解
2各論	(2)工事の実施について	本書の「第6章 環境影響評価項目の選定」に記載のとおり、大気質について、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る項目を再検討し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を追加選定しました。
	イ 植物、動物及び生態系について、環境影響評価を行うこと。	本書の「第6章 環境影響評価項目の選定」に記載のとおり、切土工等及び工作物の存在に係る植物、動物、生態系を環境影響評価項目として選定しました。
	ウ 動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象種の選定基準を設定し、環境影響評価を行います。
	エ 生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行います。
(3)その他	ア 試運転期間中に新旧両施設が稼働することに留意して環境影響評価を行うこと。	本書の「第7章 調査、予測及び評価の手法」に記載のとおり、試運転期間中の新旧両施設の稼働による累積的な影響が生じる可能性のある大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭（煙突排ガス）について、試運転期間中の新旧両施設の稼働による環境影響評価を実施します。